

全建事発第 088 号
令和 2 年 9 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

「建設業取引適正化推進期間」の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の厳正かつ適正な運用などにより、その推進が図られてきたところですが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されています。

このため、国土交通省及び都道府県では、今年度も建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、「建設業取引適正化推進期間」を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととし、本会に対し、期間中における取引適正化に関する積極的な取組を行うとともに、国土交通省及び都道府県が行う各種取組に対する協力について要請がありました。

つきましては、貴会におかれましても、期間中における各種取組にご協力いただくとともに、貴会会員企業の皆様に対し、期間の実施について周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、これまで毎年 1 1 月を「建設業取引適正化推進月間」とし、普及・啓蒙活動を集行的に行ってきたところですが、今年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、期間を 1 0 月から 1 2 月に拡大するとともに、「三つの密」対策を講じることとされておりますので、併せてご承知おきください。

以 上

（担当）事業部 事業企画課 堤
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp